

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成29年 4 月26日
【会社名】	株式会社フルスピード
【英訳名】	Full Speed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 友松 功一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町 3 番 6 号
【電話番号】	03 (5728) 4460 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 栗田 洋
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町 3 番 6 号
【電話番号】	03 (5728) 4460 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 栗田 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年4月26日開催の取締役会において、平成29年5月31日を効力発生日（予定）として、当社のスマートフォン向け動画アドネットワーク事業（以下、「本事業」）を新設分割（以下、「本分割」）により新設する株式会社カームボールドに承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

本分割により、成長の著しい動画広告市場においてリーディングカンパニーとなるべく、これまでの強みに加え、有力企業との事業提携の実現や、意思決定における機動力を高めることで、より効率的な事業推進が可能になり、競争力が高まりさらなる売上の拡大につながるものと考えております。

以上のような効率化を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、本分割を行うものであります。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容、その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、設立する株式会社カームボールドを承継会社とする新設分割（簡易新設分割）です。

新設分割に係る割当ての内容

新設会社は、会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成29年4月26日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の「新設分割計画書」の通りであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社カームボールド
本店の所在地	東京都渋谷区円山町3番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 友松 功一
資本金の額	10百万円
純資産の額	200百万円（予定）
総資産の額	220百万円（予定）
事業の内容	スマートフォン向け動画アドネットワーク事業全般

（注）新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定であります。

以 上

新設分割計画書

株式会社フルスピード（以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社カームボールド（以下「乙」という。）に対し、甲の営むアドテクノロジー事業のうちスマートフォン向け動画アドネットワーク事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件会社分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項等）

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
- 乙の本店の所在場所は、東京都渋谷区円山町3番6号とする。

第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

- 設立時取締役：友松功一、横田将行、小宮山雄己
- 設立時監査役：高原俊介

第3条（承継する権利義務）

- 甲は、平成28年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める成立日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を、第6条に定める成立日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本件会社分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、普通株式1,000株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 金10,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金0円 |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記(1)及び(2)の合計額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の額 | 金0円 |

第6条（新設分割設立会社の成立の日）

乙の成立の日（以下「成立日」という。）は、平成29年5月31日とする。但し、甲は、手続の進行に応じて必要があるときは、成立日を変更することができる。

第7条（簡易新設分割）

甲は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく本件会社分割を行う。

第8条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（本計画の変更等）

甲は、本計画の作成後、成立日に至るまで、天災地変その他の事由により甲の財政状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件会社分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条 （本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

平成29年 4 月26日

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社フルスピード
代表取締役 友松功一

別紙 1

株式会社カームボールド 定款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当社は、株式会社カームボールドと称し、英文では、Calmbold Inc.と表示する。

第2条(目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) スマートフォンその他メディア向け動画広告の企画立案、制作、配信、効果測定
- (2) インターネットその他メディア向け広告配信ネットワークの開発事業
- (3) インターネットその他自社メディアの開発事業
- (4) 広告代理店業
- (5) インターネット上のマーケティング活動に係るコンサルティング及び情報提供サービス
- (6) インターネットメディア及びインターネット関連サービスの企画、開発、売買及び運用
- (7) インターネット等を利用した通信販売業及び情報提供の仲介
- (8) ソフトウェアの受託開発業
- (9) 有価証券の取得、投資、保有及び運用
- (10) 経営コンサルティング
- (11) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条(機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第5条(公告方法)

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

第7条(株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条(相続人等に対する売渡しの請求)

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（自己の株式の取得）

1. 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
2. 当社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第10条（株式の割当てを受ける権利等の決定）

当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第11条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第12条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

1. 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主等の届出）

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を届け出るものとし、これらの届出事項に変更を生じたときも同様とする。
2. 押印の習慣がない外国人は、印鑑の届出に代えて、当社が指定する方法で署名を届け出ることができる。

第3章 株 主 総 会

第16条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第17条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

第18条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第20条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第21条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第22条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

第23条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第24条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

第25条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第26条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第27条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第28条（取締役会の決議要件）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第29条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除及び責任限定）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役

第32条（監査役の員数）

当社の監査役は、1名以上とする。

第33条（監査役の選任方法）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役の責任免除及び責任限定）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第39条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第40条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

第41条（設立の方法）

当社の設立は、会社法第762条の新設分割による。

第42条（最初の事業年度）

第37条の定めにかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成30年4月30日までとする。

以上

別紙 2

承継権利義務等明細表

成立日において、乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

第 1 資産

1. 流動資産

本件対象事業に係る現預金、売掛債権、商品、前渡金及びその他の流動資産。

2. 固定資産

本件対象事業に係る建物付属設備、器具、備品、ソフトウェア及びその他の固定資産。

3. 知的財産権

本件対象事業に係る産業財産権、著作権及びノウハウ。

第 2 債務

本件対象事業に係る借入金、買掛債務及びその他の債務。但し、既発生 of システム開発に関する債務及び成立日までに発生した租税債務は除く。

第 3 労働契約上の権利義務

成立日において有効に存続する、甲を当事者として締結された本件対象事業に係る労働契約上の地位及びこれに係る一切の権利義務は、乙に承継されないものとする（成立日後は、甲からの出向とする。 ）。

第 4 契約上の地位

甲を当事者として締結された本件対象事業に係る契約上の地位及びこれに係る一切の権利義務。

以上